

奈良市音声館指定管理者募集要項

奈良市では、奈良市音声館について、その設置目的を効果的に達成するため、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

1 施設の概要

名称	奈良市音声館
所在地	奈良市鳴川町 3 2 番地の 1 (駐車場：奈良市南城戸町 3 5 番地の 1)
施設の目的	伝統的な芸能から現代的な芸術表現まで、あらゆる文化活動の振興を通じ市民及び団体の交流を創出し、もって市民の文化の向上及び市の魅力発信に資する（令和 7 年度から）
施設の構造等	① 構造 鉄骨造 瓦葺 地上 2 階建 ② 主要諸室 ホール、プレイルーム、個人レッスン室 会議室、和室、事務室等 ③ 敷地面積 1, 3 2 6 . 4 2 m ² (駐車場：8 4 0 . 2 5 m ²) ④ 延床面積 1, 1 9 4 . 8 6 m ² 備品の詳細は、「奈良市音声館備品一覧表」を参照してください。
設置年月日	平成 6 年 1 0 月 4 日
施設の状況	令和 5 年度 ① 利用者数 4 3, 4 7 0 人 ② 収支の状況（決算額） 指定管理料：4 8, 3 1 8 千円 令和 6 年度 ① 収支の状況（予算額） 指定管理料：4 0, 0 0 0 千円 詳細は、資料「奈良市音声館収支状況」及び「奈良市音声館利用状況」を参照してください。

2 業務の範囲

(1) 奈良市音声館の事業の実施に関すること。

- ① 伝統的な芸能の継承及び発展並びにその他芸術文化の振興に関すること。
- ② 生活文化の振興に関すること。
- ③ 実演芸術をはじめとした文化に触れる機会の提供及び文化による交流創出に

関すること。

④ その他館の設置目的を達成するために必要な事業。

(2) 使用承認及び使用制限に関すること。

(3) 施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

業務の範囲の詳細は、「奈良市音声館指定管理者業務仕様書」を参照してください。

3 管理の基準

(1) 休館日

① 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）

② 休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。）

③ 12月28日から翌年1月4日まで

(2) 開館時間

午前9時から午後5時までとする。ただし、施設の使用がある場合は、午後9時までとする。

(3) 関係法令の遵守

地方自治法（昭和22年法律第67号）、奈良市音声館条例（平成6年奈良市条例第24号）及び同施行規則（平成7年奈良市規則第18号）、その他関係法令等を遵守すること。

(4) 情報公開及び個人情報の保護

奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、必要な措置を講じること。

(5) その他

管理の基準の詳細は、「奈良市音声館指定管理者業務仕様書」を参照してください。

なお、令和7年度以降の管理の基準については、奈良市と指定管理者により協議し、条例に関することについては、奈良市議会の議決を経たうえで、変更を行う場合があります。

4 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

ただし、指定の期間内であっても、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

5 管理運営に要する経費

(1) 指定管理料の取扱いについて

管理運営に要する費用は、市が支払う指定管理料によって賄うこととします。

指定管理料の額は、指定管理者が提出した事業計画書、収支予算書を基本として、予算の範囲内において年度（４月１日から翌年３月３１日まで）ごとに協定で定めま

す。
なお、各年度終了後、剰余金が生じた場合は、市に返還する必要はありません。不足が生じた場合は、災害等特別な事情がある場合を除き、補てんしません。ただし、企画事業のうち指定事業については、剰余金が生じた場合は市に返還するものとします。

令和８年度以降において、利用料金制の導入を検討しています。導入については、市議会の議決により決定を行います。

（２）提案額の上限について

指定管理料の上限額は次のとおりとします。申請者は、この範囲内で提案することとします。

令和７年度：３３，５００千円

＊企画事業のうち令和７年度指定事業の７，０００千円を含む

６ 申請の資格

申請することができるのは、奈良市音声館の設置目的を理解し、指定の期間において安全かつ円滑に管理運営することのできる法人その他の団体とします。

ただし、団体又はその代表者が次の各号に該当する場合は申請することができません。

① 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により、奈良市における一般競争入札等の参加を制限されている者

② 奈良市建設工事等入札参加者入札参加停止措置要領（平成２２年５月１日施行）及び奈良市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領（平成２２年５月１日施行）に基づき、入札参加停止を受けている者

③ 市町村税（令和５年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税）を滞納している者

④ 次のいずれかに該当する者（奈良市暴力団排除条例（平成２４年奈良市条例第２４号）に基づく排除措置）

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。以下同じ。）

イ 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制下にある法人その他の団体

ウ アからイまでに掲げるもの（以下「暴力団等」といいます。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、暴力団等に対し資金を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいいます。）を行う法人その他の団体

エ 役員等（法人にあっては役員及び経営に事実上参加している者、法人以外の団体にあっては代表者及び経営に事実上参加している者をいいます。以下同じ。）が、暴力団等の利益となる活動を行う法人その他の団体

オ 役員等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするような関係をいいます。）を継続的に有している法人その他の団体

※ 奈良市長、奈良警察署長、奈良西警察署長及び天理警察署長で締結した奈良市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書（平成25年4月1日発効）に基づき、申請団体が該当するか否かを奈良市音声館の所在地を所轄する奈良警察署長に照会しますので、申請に当たっては予めご了承ください。

【複数の団体等が共同体を結成して申請する場合】

共同体を構成する団体等を特定し、共同体の名称及び共同体を代表する団体等を定めるとともに、共同体を構成する全ての団体等及びその代表者が上記の①から④までに該当しないものであること。

7 指定申請の手続

（1）申請に際して提出する書類

奈良市音声館の指定管理者の指定を申請する団体は、次に掲げる書類を正本1部及び副本6部提出してください。副本は正本の複写で可とします。

- ① 奈良市音声館指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ② 奈良市音声館指定管理者事業計画書（様式第2号）
- ③ 奈良市音声館指定管理者収支予算書（様式第3号）
- ④ 団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）〔登記事項証明書及び住民票の写しは、申請日の3ヶ月以内に交付されたもの〕
- ⑤ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類（但し、今年度に結成された団体については不要）
- ⑥ 団体の現事業年度の事業計画書、収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- ⑦ 団体の役員名簿（様式第4号）
- ⑧ 団体が令和5年度分の法人市町村民税の滞納がない旨の証明書（納税証明書又は非課税証明書等）
- ⑨ 団体が法人市町村民税の課税対象以外の団体の場合、団体の代表者が令和5年度分の個人市町村民税の滞納がない旨の証明書（納税証明書又は非課税証明書等）
- ⑩ 業務の再委託を行わせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としない旨の誓約書（様式第7号）

【複数の団体等が共同体を結成して申請する場合】

⑤から⑨までの書類は共同体を構成する全ての団体等について提出するとともに、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書（様式第1号の2）及び共同体による指定管理者の指定の申請の手續に係る委任状（様式第1号の3）を添付してください。

（2）提出の方法

提出書類を奈良市 市民部 文化振興課へ直接提出してください。

郵送の場合は受付期間内に必着。発送時に文化振興課（0742-34-4942）までご連絡ください。

（3）申請の受付期間

令和6年12月13日（金）から令和7年1月14日（火）午前12時まで（12月30日から1月3日、土・日曜日、祝日を除く。）

各日午前9時から午後5時まで（午前12時から午後1時までを除く。）

（4）申請に当たっての注意事項

- ① 申請の際に要する費用は、申請団体の負担とします。
- ② 申請は、1団体につき1件のみとします。共同体を構成する団体等が、単独で又は他の共同体を結成して申請することもできません。
- ③ 申請の際に提出した書類は、返却しません。
- ④ 申請の受付期間の終了後、申請の際に提出した書類の内容の変更は、軽微な誤りの修正を除き、認められません。
- ⑤ 審査のため、追加で書類の提出をお願いする場合があります。
- ⑥ 申請の際に提出した書類は、奈良市個人情報の保護に関する法律施行条例第2条第一項に規定する個人情報を除いて公開する場合があります。
- ⑦ 申請後において、申請資格が喪失する事由が生じた場合及び申請団体の都合により申請を取り消す場合は、申請団体は直ちにその旨を書面で届出してください。
- ⑧ 申請書類に虚偽があった場合や申請団体が選定に対する不当な要求をした場合は、失格とします。

8 現地説明会の実施

奈良市音声館の現地説明会を次のとおり実施します。

実施日	令和6年12月24日（火）午前10時から
実施場所	奈良市音声館
集合場所	奈良市音声館

参加方法	令和6年12月23日（月）午前12時までに、持参、郵送、信書便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で、奈良市 市民部 文化振興課へ別紙「奈良市音声館指定管理者募集に関する現地説明会参加申込書」（様式第5号）を提出してください。
注意事項	参加人数は、1団体2名までとします。

9 募集に関する質問の受付

この募集要項及び業務仕様書等に関する質問は、次のとおり提出してください。

提出方法	令和7年1月6日（月）午後5時までに、持参、郵送、信書便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で、奈良市 市民部 文化振興課へ別紙「奈良市音声館指定管理者募集要項等に関する質問票」（様式第6号）を提出してください。 電話等口頭での質問は受付できません。
回答方法	質問に対する回答は、奈良市ホームページ及び文化振興課窓口にて随時公開します。個別に回答は行いません。

10 選定の基準及び方法

（1）選定の基準

指定の申請を行った団体から、次に定める選定の基準を満たし、最も効果的に当該公の施設の設置の目的を達成することのできる団体を指定管理者の候補者として選定します。

- ① 市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること。
- ② 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- ③ 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること
- ④ 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること

（2）選定の方法

選定に当たっては、市職員及び学識経験者等で構成される奈良市指定管理者選定委員会において書類審査及び面接審査を行います。なお、書類審査の結果、選定をしないことが適当と認められる団体については、面接審査を行わずに選定しない旨を決定する場合があります。

選定の結果については、指定の申請を行った団体全てに文書で通知するとともに、奈良市ホームページで公開します。

日程は概ね次のとおりです。

書類審査	令和7年1月中旬（予定）
面接審査	令和7年1月17日（金）午前（予定） 面接審査の対象となる団体へ日程が決定次第通知します。

選 定	令和7年1月下旬（予定）
-----	--------------

1 1 指定及び指定後の手続

(1) 指定

指定管理者の候補者を、奈良市議会の議決を経て、指定管理者に指定します。

但し、選定後、指定管理者の候補者に指定管理者として管理を行わせることが適当でないと認められる事由が判明した場合は、指定管理者の候補者を指定しない場合があります。

また、指定後であっても、当該指定管理者に管理を行わせることが適当でないと認められる事由が判明した場合は、指定を取り消す場合があります。

なお、市議会の議決が得られなかった場合並びに管理を行わせることが適当でないと認められる事由が判明したことにより指定しなかった場合及び指定を取り消した場合、事業の実施の準備のために支出した費用等については、補償しません。

(2) 協定の締結

指定後、管理を開始するまでに、奈良市と指定管理者は協議の上、奈良市音声館の管理に関する協定を締結します。

1 2 備品等の所有権

指定管理料で購入した備品については、その所有権は市に帰属するものとします。
(なお、購入にあたっては事前に担当課と協議してください。)

指定管理料で購入した消耗品については、その所有権は原則として指定管理者に帰属するものとします。

1 3 募集要項等のダウンロード

この募集要項・各種申請様式・奈良市音声館指定管理者業務仕様書その他関係資料については奈良市ホームページ (<http://www.city.nara.nara.jp/>) からダウンロードすることができます。

1 4 提出先及び問合せ先

奈良市 市民部 文化振興課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

電話 0742-34-4942（直通）

ファクシミリ 0742-34-4728

電子メール bunkashinko@city.nara.lg.jp